

弘前藩の刑法典 (三) — 寛政律 —

橋本久

目次

はじめに

一 安永律〔第六号〕

二 寛政律

(一) 御刑法書之写〔第七号〕

(二) 寛政律(その二)〔本号〕

二 寛政律

(二) 寛政律(その一)

凡例

一 弘前市立弘前図書館所蔵本(K三三二・五一二)を用いた。

一 用字等については原則として前号に倣った。

一 必要に応じて新たに書き入れた箇所は、「」で示した。ただし、便宜上、各項・各条に付した一・二・三……、1・

2・3……および追加に付した一・二・三……については、「」を用いなかった。

一 京大本に見られない文については、冒頭に※を付した。

※御刑法御定名目

(一) 一 戸ノ五

(二) 二 鞭刑 五

(四) 三下徒刑 三

(三) 四上鞭刑追放 五

料

資

- 〔五〕 五 死刑 四
- 〔六〕 六 贖刑
- 〔七〕 七 五逆之事
- 〔八〕 〔老幼廢疾之事、脱〕
- 〔九〕 〔科人ハ主從を可別事、脱〕
- 〔一〇〕 八 宥人ニ而二罪有之事
- 〔一一〕 九 五軒組合連座ニ可及ケ條之事
- 〔一二〕 十 科人自身申出候者
- 〔一三〕 十一 親族ハ罪を隱候而も御用捨之事
- 〔一四〕 十二 親族輕重之事
- 〔一五〕 十三 罪可減者累減ルイケンヲ行事
- 〔一六〕 十四 婦人罪を犯候事
- 〔一七〕 十五 不義之財物取捌之事
- 〔一八〕 十六 同類者出奔致候片口ニ相成候者事〔之、脱〕
- 〔一九〕 十七 罪科加減之例之事
- 〔二〇〕 十八 闕所之事
- 〔二一〕 十九 取押者之事
- 〔二二〕 廿 人を謀而人殺者之事
- 〔二三〕 廿一 謀而親を殺候もの事
- 〔二四〕 廿二 親族謀殺事

- 〔二五〕 廿三 謀而主人を殺候者之事
- 〔二六〕 廿四 姦ニ依て夫を殺候事
- 〔二七〕 廿五 一家三人を殺候事
- 〔二八〕 廿六 頭分之者を謀事〔マ、マ〕
- 〔二九〕 廿七 殺候事〔マ、マ〕
- 〔三〇〕 廿八 打擲ニ而人を殺候事〔マ、マ〕
- 〔三一〕 廿九 怪我ニ而人を殺候事
- 〔三二〕 夫有罪妻妾ヲ殺事
- 〔三三〕 人を逼而死致し事
- 〔三四〕 卅一 人殺之者を内濟ニ致事
- 〔三五〕 喧嘩打擲疵輕重之事
- 〔三六〕 卅二 疵療治之事
- 〔三七〕 卅三 勢を以人を縛打擲致し事
- 〔三八〕 卅四 下人主人を打擲致事
- 〔三九〕 卅五 妻妾夫を打擲致事
- 〔四〇〕 卅六 兄弟之打擲之者之事
- 〔四一〕 卅七 師匠を打擲致し事
- 〔四二〕 卅八 父祖人ニ被打擲其子孫返打候事
- 〔四三〕 卅九 盜賊竊盜定〔マ、マ〕

弘前藩の刑法典 (三)

- 〔四四〕 卅九 御城中江忍入候事
  - 〔四五〕 四十 自分預り物を私曲致候事
  - 〔四六〕 四十一 御藏之財物ヲ盜取候事
  - 〔四七〕 四十二 強盜
  - 〔四八〕 四十三 白昼人物を搶奪取候事
  - 〔五一〕 四十四 盜柚
  - 〔五二〕 四十五 流失流木盜揚候事
  - 〔五三〕 四十六 田野之穀物盜取候事
  - 〔五四〕 四十七 夜中無故人之家入候事
  - 〔五五〕 四十八 盜人之宿致候事
  - 〔五七〕 四十九 入墨拔取候事
  - 〔五八〕 五十 謀書謀判致候事
  - 〔五九〕 五十一 役人へ似せ候事
  - 〔六〇〕 似金銀を造者之事、脱
  - 〔六一〕 五十二 枉法賄賂之事
  - 〔六二〕 五十三 不枉法賄賂之事
  - 〔六三〕 五十四 嗾賊之事
  - 〔六四〕 五十五 賄賂之約諾致候者之事、脱
  - 〔六五〕 五十六 賄賂を行候事
  - 〔六六〕 五十七 茂合取立私曲致候事
- 〔四九・五〇 脱〕
- 〔五六 脱〕

- 〔六七〕 五十八 田宅隠田畑之事
- 〔六八〕 五十九 田畑質入之事
- 〔六九〕 六十 田畑押領之事
- 〔七〇〕 六十一 倉庫御取納遲滞之事
- 〔七一〕 六十二 内借之事
- 〔七二〕 六十三 手越ニ訴状差出候事
- 〔七三〕 六十四 無名之訴状之事
- 〔七四〕 六十五 不実之訴状之事
- 〔七五〕 六十六 親族相訴之事
- 〔七六〕 六十七 子孫父母之教背候事
- 〔七七〕 六十八 訴訟之腰押致候事
- 〔七八〕 六十九 強訴之事
- 〔七九〕 七十 隠津出之事
- 〔八〇〕 七十一 隠荷揚之事
- 〔八一〕 七十二 隠商売之事
- 〔八二〕 七十三 雜犯博奕之事
- 〔八三〕 七十四 御用事ヲ頼合致事
- 〔八四〕 七十五 人之罪を輕重致候事
- 〔八五〕 七十六 失火之事
- 〔八六〕 七十七 火附之事

料

資

- 〔八七〕 七十八 御触に背候事
- 〔八八〕 七十九 不為儀を致候事〔マ、以下同〕
- 〔八九〕 八十一 科人手向致候事
- 〔九〇〕 八十二 科人出奔之事
- 〔九一〕 八十三 科人を隠候事
- 〔九二〕 八十四 私ニ舛秤等ヲ造候事
- 〔九三〕 八十五 御閑所忍通候事
- 〔九四〕 八十六 立婦之事
- 〔九五〕 八十七 馬札紛失之事
- 〔九六〕 八十八 夜姦〔マ、カ〕之事
- 〔九七〕 八十九 僧尼犯姦之事
- 〔九八〕 九十一 主人之妻を姦事
- 〔九九〕 九十 相對死之事
- 〔一〇〇〕 九十二 勾引 隠遊女之事

以上

此度御刑法御改被 仰付候ニ付、沙汰仕候處、明律は歴代之刑  
 法ヲ損益イ、たし相立候ニ付、律之輕重宜、儀理共ニ正敷御座候  
 得共、當時ニ比へ候得は一眇之律重く御座候間、明律ニ而答罪〔マ、カ〕

ニ相當候部ハ、大方當時戸ノニ而相濟候振合ニ御座候間、猶又  
 刑法茂重違有之候間、其儘ニ而難相用得、依而當時通例行候刑  
 名を以て明律之格ニ随ひ差等を相立、專ニシ義理ニ寄輕重相分  
 ケ申候、尤右之内、公儀御定ニ抱候義并是迄之御法ニ而俄ニ  
 輕重難相立分者、与得理を沙汰仕、斟酌仕候間、此末御刑法御  
 座候節、若此度相定候ケ條之内、洩候義御座候而も、右之趣を  
 以、明律を参考致し罪〔脱文アリ〕奉存候、則此度相定候御刑法名目与明  
 律刑名与之相當之差等如斯、

戸ノ

明律答刑

- 五日 拾
- 十日 廿
- 十五日 三拾
- 廿日 四拾
- 卅日 五拾

鞭刑

明律杖刑

- 三 六拾
- 六 七拾
- 九 八拾

弘前藩の刑法典 (三)

十式	九拾	明律徒刑	杖六十
十五	百	壹年	杖六十
十六十七		壹年半	杖七十
		貳年	杖八十
		貳年半	杖九十
		三年	杖一百
鞭刑追放		明律流刑	杖一百
拾八 所払		貳千里	杖一百
廿一 三里		貳千五百里杖一百、脱	
廿四 五里		三千里	杖一百
廿七 七里		明律死刑	
三拾 里 大場御構		絞一	
		斬 秋後	
		火刑	火刑、火付を極て重料に相立候、
		獄門	公儀御定ニ付、明律相當無之、一磔斬 即決
		死刑	
		一年半鞭三十	
		〔一年 鞭三十	

御刑法御定  
御刑法名目

○一	戸ノ五	同 十五日
1	戸ノ五日	同 十五日
	同 廿日	同 卅日
		但、子兄弟或者奉公人之類、戸ノ難相成ものハ、其日数之通、過料人夫、或は一日六十文之積以過料銭可差出候事、
二	鞭刑 五	同 六
2	鞭 三	同 九
	同 十二	同 十五
三	鞭刑追放 五	
3	鞭十八	追放所払
	同 廿一	同 三里
	同 廿四	同 五里
	同 廿七	同 七里
	同 三十	同 十里 大場御構
		但、追放者鞭十八以上ニ候得共、其罪之子細ニ寄、其所

ニ難差置者ハ、鞭杖不拘所拂致しへき事、

四 徒刑 三

4 徒半年 鞭三十

同壹年 鞭三十

同壹年半 同三十

但、徒刑之者共ハ銅鉛山江差遣、鞭刑之上、年限之通苦使可致事、

五 死刑 四

5 斬 獄門 磔

火刑

六 贖刑

6 鞭三者 過料

三貫六百文

同六者 過料

四貫貳百文

同九者 "

四貫八百文

同拾貳者 "

五貫四百文

同拾五者 "

六貫文

同拾八者 "

拾貳貫文

同貳十一ハ "

拾五貫文

同廿四ハ "

鞭廿七者過料

同卅者過料

徒半年は同

同壹年ハ同

同壹年半ハ過料

死罪は同

右、過料之儀ハ、老幼廢疾之類、刑ニ被行候者ならび過ニ

一人を殺或は疵付候類、相当之過料ニ而罪を贖可申事、

7 一過料之者、若貧窮ニ而上納難相成者ハ、銅鉛山江差遣、一

日六拾文之積を以、夫役ニ遣可申事、

若又老幼廢疾之類、夫役ニ難相成者、其身牢舎之上、老

年或は貳年ニ而用捨可致事、

七 五逆之事

8 一惡逆、祖父母父母を打擲致、或は殺さんと謀、并伯叔父姑、

兄弟姉、母方之祖父母殺もの之事、

9 一不道、一家之内死罪ニあらざる者三人を殺、ならひ人之支

體を切ほとき、むごく切害致候者事、

10 一大不敬、御家廟御飭者并御召もの等盜取候もの事、

11 不孝、祖父母父母之事を訴へ、或は悪口致し、并父母之扱  
不宜難渋せしむる事、

12 不義、支配之者、頭分之者を殺、弟子として師匠を殺候者  
事、

八 老幼廢疾之事

13 一歳七拾以上拾五以下ならひ廢疾之者、死罪以下、贖ニ而用  
捨致へき事、八拾歳以上拾以下死罪犯候ものハ、上聞之上、  
時宜御沙汰可被仰付候事、盜賊并人ニ疵付候もの、贖を出  
可申候事、

其餘之罪ハ御構無之、九拾歳以上七歳以下は死罪ニ而茂刑  
を不可加事、

但、罪を犯候節、未タ老之疾ニ無之共、事顯れ候節、老  
疾に候得ハ、老疾を以テ沙汰可致事、幼少之節罪を犯、  
壯年ニ致、事顯れ候節、幼少之例を以沙汰可致事、廢疾  
之事、惣而人毎に<sup>〔マ、〕</sup>辺れし片輪又ハ病人をいふなり、馬鹿  
乱心之類も廢疾ニ而致事、

九 ○科人ハ首徒を可別事

15 一式人以上申合犯罪之節ハ、其内趣意相企候者を首与いたし

候事、其餘は徒を<sup>〔マ、〕</sup>致事、徒之ものハ首る罪一等を減可申事、  
尤本文ニ同類不残与有之は、首徒之差別無之事、

一〇 老人ニ而式罪有之事

16 一凡式罪以上共ニ頭候節、重者一ケ条を以罪を定候事、若一  
罪先ニ顯れ、既ニ刑を加候後、別之罪顯れ候節ハ、輕者并  
同等之科は御沙汰不及、若跡ニ而頭候科重而御沙汰直ニ  
たし、前罪之鞭数差引、残る鞭数斗刑を加候事、

一一 五軒組合連座ニ可及ケ条之事

17 一隱田<sup>〔細、脱〕</sup> 一隱商売 一盜柚 一博奕之者 一隠津出

21~ 右之条々之内、罪を犯候者組合之者は、本人之罪相当を以  
過料ニ直し、組合四軒ハ差出せ候事、但組合四軒ニ不満者  
ハ四軒之割合を以、不足分ハ用捨いたし候事、

一二 科人自身申出候もの

22 一惣而悪事いたし候ものハ事、未顯さるる前ニ申出候ニ於ハ、  
其罪御用捨被仰付候事、

但、人を疵付、或は者ニ寄、不可償品并姦通之類は不謀  
事、

23 一竊盜或は手段等ニ而人の財物を取、其後過を悔ニ而自身ノ本江返者、上へ申出与同然、其科可許事、

一三 親族罪を隠候而も御用捨之事

24 一父母兄弟伯叔父姑夫婦之間、罪有之相隠候共、御咎メ無之事、  
但、其事洩し逃去むる共、不可罪事、  
家来、主人之為、是亦同然之事、其外妻之父母、娘之聲、夫之兄弟ハ相隠候節、平人より罪三等を減可申事、

但、其事洩し逃去むる共、不可罪事、

家来、主人之為、是亦同然之事、其外妻之父母、娘之聲、

夫之兄弟ハ相隠候節、平人より罪三等を減可申事、

一四 親族輕重之事

25 一本文之祖父母とあるハ高祖、曾祖同様之事、孫与有之ハ曾孫同様之事、嫡孫之承祖ハ父母与同様、嫡母、養母ハ実母と同様之事、

一五 罪可減者累減を<sup>〔カ〕</sup>可得候事

26 一縦は罪を犯候者、首与徒与有之時、<sup>〔マ、〕</sup>其徒之者は罪一等を減候上、其者外可減子細有之時は又幾度も段々ニ減可申事、

一六 婦人罪を犯候事

27 一婦人之犯罪候もの鞭十五ニ不可過、拾五已上ニ相當候節ハ、拾五鞭加候而、殘鞭數過料ニ而罪を贖可申事、  
但、拾五以上鞭贖罪ハ差別可有之事、

28 一婦人之鞭刑ハ襦半之上打可申、但、姦淫之罪は衣を去り直に打可申事、竊盜之罪は入墨を許可申事、

一七 <sup>〔マ、〕</sup>不儀之財物取捌之事

29 一財物之上ニ而罪を犯候者、本人、相手共罪有之時は、其財物者没収可致事、  
若相手方罪有之、本人ニ返候事、

30 一其財物之没収可致もの并本人江可返者、既ニ費し用ひ候ハ、可償差出候事、若科人身死候ハ、品者費用し候節ハ取立不及事、

取立不及事、

一八 同類之者出奔致片口ニ相成候者之事

31 一同類之者沓人ハ出奔致し、沓人召捕候節、其もの、出奔致候者を本人之旨申出、別ニ証人無之節ハ、<sup>〔マ、〕</sup>其者ハ徒と致、刑可加事、其後出奔致し候者を召捕糺明致し候節、最初之者ハ本人ニ相違無之ニハ、則首ニ致し、殘候刑を加候事、

刑可加事、其後出奔致し候者を召捕糺明致し候節、最初之者ハ本人ニ相違無之ニハ、則首ニ致し、殘候刑を加候事、

一九 罪科加減之例

32 一加と言は本罪之上ニ尚加而重致し事、減と言ハ本罪之上ニ尚減而輕之致候事、但、減候節ハ四段之罪、三段之徒罪、合考等と致、減候事、加候節ハ一段毎ニ一等と致候事、尚又加罪は徒老年半鞭卅限ニ而、加て死ニ不可入、尤其罪ニ寄リ、加而死ニ可入ものハ其ケ条ニ其段断有之事、

二〇 關所之事

33 一關所之事、鞭三十以上、專利欲に拘り候科は其利欲之輕重に寄候、田畑或ハ家屋敷家財等欠所可申付、其罪輕重罪ニても利欲ニ不拘者ハ律之ケ条ニ出候外は、關所不可致候事、

二一 取押ものゝ事

34 一凡而犯禁候ものを取押候儀、其懸合役筋之者ニ無之候而而其品取押候者江被下候事、其役筋ニ而取押候ハ、押もの多少ニ寄、御賞被下、其品は没官可致事、

二二 人を謀て人を殺候もの

35 一宿意を以謀て人を殺候もの、其張本人ハ獄門、加談手傳致し候ものは斬罪、加談斗ニ而手伝不致者ハ徒老年半鞭三十、

36 一疵付候斗ニ而不死時は、張本人は斬罪、加談手傳致候ものハ徒老年半鞭卅、

37 一謀殺之事行候得ハ、疵付不申共、張本人は斬罪鞭卅、加談手傳致ものハ鞭五十、

38 一右之張本人ハ縦合其場に不望共、殺候節其身手ニ懸殺候と同然、疵付候而も同様之事、加談之者は其場ニ不望候得ハ、其場ニ臨候ものハ罪一等を減可申事、

39 一若依之財宝を取候得ハ、強盜之律ニ隨、張本人加擔之差別無之、不殘、磔、

但、同行之内ニ而も財を分不申候へは、謀殺之律ニて捌候事、

二三 謀て親を殺たる者之事

40 一謀而親を殺候ものは、男女ニ不抱、肆之上鋸引、婦人、夫之父母を殺と同然之事、

但、鋸引之者ハ、罪之次第建札致、於往来道路肆し候事  
三日、往来之者勝手次第鋸引致させ候事、右日限相濟候迄鋸引致し者無之候ハ、其節引廻之上磔、

41 一殺逆之事既ニ行時は、譬疵付不申共、磔、  
42 一親類之者、妻子不殘遠追放、家屋敷家財關所、

但、子ニ而も別居之者御用捨之事、

43 一親殺之者於自滅ハ、死體塩積之上、可行磔刑、

二四 親族を謀殺之事

44 一祖父母を殺、既行候者獄門、殺時ハ引廻し之磔、〔上、脱〕

但、母方之祖父母も同様之事、

45 一婦人、夫之祖父母并夫を殺たるハ、右同様之事、

46 一伯叔父姑兄姉を謀殺而已ニ行候ハ、徒壹年鞭三十、疵付たる時ハ獄門、殺時ハ磔、

47 一祖父母父母、子孫ヲ謀殺致者ハ不及解死人、徒壹年鞭卅、

48 一伯叔父姑之甥姪を謀殺致、兄姉之弟妹を謀殺致者ハ斬罪、

※ 点羽

疵付候節、并疵不付候共其事頭レ候節、如何、〔九〕

二五 謀而主人を殺者之事

49 一謀而主人を殺候者は、男女ニ不限、肆者鋸引、疵付る時は

凡而子之父母ニ對し候と同様之事、

50 一下人、他之主人を殺候者ハ、磔、

但、下人、主人ハ暇出、外奉公致居て、本之主人を殺者、

他之主人を殺候と同様之事、

二六 姦に因て夫を殺者之事

51 一妻妾、他之人と姦通致、因而夫を殺候者、引廻之上、磔、

姦夫ハ獄門、若男之手段而已ニ而、女、其謀不知といヘ共、女ハ斬罪、又女之手段斗ニ而、男、其謀を不知時は、唯姦夫之刑ニ一等を加て罪ニ可行事、

52 一妻妾、人と姦通致し候を、現在姦通之所ニ而見届ケる時ハ、其場ニ而殺たる者ハ、御咎無之事、并若其場を立去候後、訴

も無之、擅ニ殺者ハ、喧嘩ニ而人を殺と同様之事、

二七 一家三人を殺者之事

53 一一家之内非死罪人三人を殺、并人支體を切解きむこく殺害いたし候者、引廻之上、磔、家財闕所、死者之家へ被下置候事、妻子ハ遠追放、加擔手傳いたしたるもの共も獄門、

但、追放之事ハ、別居之子は御用捨、

二八 頭分之者ヲ謀殺致者之事

54 一支配之もの、頭分之者を殺んと謀、既ニ行時ハ徒半年鞭卅、疵付る時ハ斬罪、殺時ハ磔、

二九 咒詛調伏毒藥ノ事

55 一呪詛調伏を以人を殺んと謀者者謀殺之律を以罪に行候事、

若只人を苦んと謀時ハ二等を減る事、毒薬〔マ、〕を用茂同様之事、

毒薬を買未用者ハ鞭卅、其事を知り毒薬を売者ハ同罪、不

知時は御咎無之事、

三〇

打擲ニ而人を殺候者之事

56 一本ノ巧ニ而殺候心ニハ無之、一時の喧嘩打擲ニ而人を殺候

ものハ、斬罪、

尤相手方理不尽之致方ニ而、不得止事切害ハ、相方之親

類名主詮義之上、殺れ候者平時不法もの違ひ無之候ハ、

死罪二等を減可申事、

57 一同謀て人を打擲致、因て死ニ至る節ハ、急所之疵を得させ

候者を、解死人ニ可致事、

但、最初事を企たる者ハ徒宍年半鞭三十、余人ハ何れも

鞭三十、

三一

怪我ニ而人を殺者之事

58 一怪我ニ而人を殺、或は疵付たる者ハ、打擲之律ニ因て贖を

取、其者ハ被下置事、

59 一途中馬車ニ而人を過たる者、緩怠之事無之者ハ、輕我〔マ、〕を以沙

汰可致、若不慥〔マ、〕之儀於有之は打擲之律を以可加事、

60 一危キ仕業を致、因而人を殺たる者ハ、贖ニハ難相成、打擲

之律を以刑を可加事、

61 一喧嘩等ニ因而傍之人を殺、疵たる者ハ、喧嘩ニ而人を疵付

と可為同然事、

62 一若又強而人を殺んとして過而別人を殺、疵付たる者ハ、謀

殺を以沙汰可致事、

三二

夫有罪之妻妾を殺者之事

63 一妻妾、夫之祖父母父母を打擲ニ寄、其夫是を打、因而死ニ

至る時は、御搆無之、若又強而擅ニ殺時は鞭十五、

但、外の罪等ニ而打殺時は可為解死人事、

64 一夫、妻妾を打擲或ハ罵等致に寄、其妻妾自害之時ハ不及御

沙汰事、

但、重き疵等負せたる節ハ、夫妻妾を打擲之律に因て沙

汰可致事、

三三

人を逼而死を致させたる者之事

65 一事に依而人を逼り、其人自殺致たる時ハ、鞭拾五并金式兩

を出さしめて、死者之家江被下、若又姦を行、盜を致候為

人を逼、死を致させたる者ハ、獄門、

三四 人殺之者を内済ニ致たる者之事

66 一祖父父母人之為ニ殺され、其子孫内済に致たる者、徒一

年半鞭卅、夫殺され妻妾内済も同然、伯叔姑兄姉ハ二等を

減可申事、若子孫人之為ニ殺され、祖父父母内済致者、

鞭九、平人内済ハ鞭三、

67 一内済之為ニ賄賂を取者ハ、錢高を以、竊盜ニ準、重き方を以沙汰可致事、

但、祖父父母殺され、賄賂を取たる者ハ、死罪、

68 一同居或は同行之人、初より其人を謀而害せんとする事乍存とめざる者、并殺されたる後不訴ものハ鞭十五、

三五 喧嘩打擲ハ疵の輕重ヲ以罪ヲ<sup>〔九〕</sup>紕定候事

69 一手足或は外之物を以打擲致候者、戸<sup>〔九〕</sup>メ十日、

但、打たる所不破共、青赤ニ腫候処ヲ、疵を定むる事、

70 一鼻口之内<sup>〔九〕</sup>ノ出、或ハ内損血吐せたる者ハ、鞭九、不浄之物を以人之頭面を汚たる者も、右同様之事、

71 一齒沓枚折、手足之指沓本折、沓眼を傷并耳鼻を傷たるもの、鞭十五、湯水用ひ或ハ火を以人を傷者、不浄を以人之口鼻

之内へ入たるも同事、

72 一齒式枚指式本以上折候者ハ、鞭十八、

73 一人之骨を折并両目を<sup>ヤヅル</sup>傷、或は婦人之胎を墮<sup>ツ</sup>す、并一切之刃物之切疵ハ、鞭廿四、<sup>決し候ヲ云</sup>

但、兵器ニ而も柄を以打時ハ刃物に無之、

74 一手沓本折、足沓本、一眼を潰たる者ハ、鞭卅、

75 一両手足を折、両目を潰、或は持病等有之所ニ因て癱疾ニ致らしむる者、并人之陰陽を傷者ハ、徒老年半鞭卅、右科人

家財半分を以、疵を得たる者へ被下置事、

右ケ条之科人大勢ニ而犯たる節、其内疵付たる者を重罪ニ

致事、本意趣企たる者ハ疵付不申とも、其次之科ニ可申付事、

尤疵を得たるもの、死たる時は、同行之内人を殺節留ざる之律ニて定、鞭十五、

点羽ニ曰、疵付候者解死人、本人ハ、同行之者人を殺候節不留候律を以決、<sup>〔九〕</sup>

76 一喧嘩ニ而双方疵有無之事、喧嘩ニ而双方疵を得たる節、双方之疵相改、疵之輕重ニ而罪を定る事、尤跡<sup>〔九〕</sup>ノ手下し理直キ方者、二等を減可申事、

三七 疵療治之事

77 一疵を蒙たる者日限を立、打擲之者を療治致さしむべし、若

日限之内ニ死たる時は、打擲之者可為解死人事、

但、日限之内ニ而も、疵平愈いたしたる者へ、断差出たる後、余病ニ而死たる時へ、只打擲之罪を以沙汰可致事、

78 一指骨本を折以上之疵、日限之内療治致、平愈之節へ、罪二

等を可減、日限満る迄平愈無之時へ本律を以致事、尤婦人破産并病氣平愈ニ而茂病疾等ニ至らへ、本律之事、

79 一手足其外之物ニ而輕き打疵へ廿日限、金創火毒へ卅日限、

手足を折、骨痛、婦人之墮胎へ五十日限、

三七 勢を以人を縛打擲致候者之事

80 一争論ニ依而人を押籠等致者へ鞭九、若疵重く内損吐血以上

ニ至らへ、平人打擲るニ等を加可申事、尤自身手を不下共、差図致者は、本罪ニ可致事、差図を受候て手を下す者へ、

一等を減可申事、

三八 下人主人ヲ打擲致者之事

81 一下人として主人を打擲致者へ、獄門、主人死ニ至らへ、鋸

引、怪我ニ而殺候へへ、斬罪、怪我ニ而疵付候へへ、徒壹

年半鞭三十、

82 一人、下人を打擲致たる者、輕き疵へ不及御沙汰事、折傷

已上之疵へ、平人打擲るニ等を減可申事、死ニ至らへ鞭十八、怪我ニ而殺候へへ不及御沙汰事、

三九 妻妾夫を打擲致者之事

83 一妻妾、夫を打擲致たる事、鞭十五、折傷已上之疵へ、平人

るニ三等ヲ加可申事、一目を潰已上へ斬罪、死ニ至らへ磔、

84 一妾、夫并妻を打擲致たる時へ、又一等を加可申事、死ニ至

らへ磔、尤加るものへ加て死ニ入る事、

85 一夫、妻を打擲いたしもの、折傷已上ニあらざれへ、不及御

沙汰事、右以上へ平人之律ニ二等を減可申事、死ニ至らへ斬罪、妾を打擲致、折傷已上へ、又二等を減可申事、死ニ

至らへ鞭三十、

四〇 兄弟之打擲之事

87 一弟或へ妹として姉妹を打擲致たるものへ鞭廿七、疵付たる

時へ鞭卅、折傷時へ徒一年半鞭卅、刃傷に及、手足を折、

一目を潰已上ハ斬罪、死ニ至ラハ獄門、伯叔父姑を打擲致  
もの同然之事、怪我ニ而殺、或は疵付たる者、〔七、八〕本贖傷之罪

三八ニ二等を減可申事、尤贖ニハ難相成事、

88 一兄姉之身として弟妹を打擲ニて殺、伯叔父姑之甥姪を打擲  
ニ而殺者ハ、鞭卅、怪我ニ而殺、証拠分明ニ於ハ、不及御  
沙汰事、

89 一子孫として祖父母父母を打擲致者、并妻として舅姑を打擲  
致者ハ、獄門、死ニ至ラハ鋸引、怪我ニ而殺時は斬罪、

90 一祖父母父母、子孫を打擲ニて殺時ハ、鞭十五、継母ハ宥等  
を加へ申へく事、

但、子孫、祖父母を罵り、或ハ打たるニ寄、依而打擲致、

死ニ至ラハ、不及御沙汰、怪我ニて殺も同様之事、

点ニ言 継母之律

羽 輕可當、

四一 師匠を打擲致者之事

91 一師匠を打擲致者、平人ニ二等を加可申事、殺時は磔、

四二 祖父母父母〔八、九〕ニ被打擲其子孫打返たる者之事

92 一祖父母、人之為ニ打擲せられる時、其子孫救ん為したる者、

輕キ疵ハ不及御沙汰、折傷已上ニ至ラハ、平人打擲る三等  
ヲ減可申事、死ニ至ラハ、定法之通、可為解死人事、

四三 盜賊竊盜之事

93 一盜賊たる者、入墨之上、盜取候高ニ応し、輕重罪科可致事、

定

一 十貫文以下 入墨鞭三

十貫文以上 同 同六

廿貫文 同 同九

卅貫文 同 同十式

四十貫文 同 同十五

五十貫文 同 同十八

六十貫文 同 同廿一

七十貫文 同 同廿四

八十貫文 同 同廿七

九十貫文 同 同卅

百 貫文 同 徒半年鞭卅

百十貫文 同 同老年 卅

百廿貫文 同 同老年半 卅

百卅貫文 同 斬罪

但、徒<sup>〔カ、ク〕</sup>之者ハ、死罪一等を宥可申事、

右銭高を以、罪ニ輕重を定候儀、盜取候品、幾人ニ而分ケたり共、分別之高に不抱、盜取たる本高を以、老人毎ニ罪を加ふる事、尤徒<sup>〔カ、ク〕</sup>之者一等を可滅事、

但、一時に數家ニ於盜取候節、其内只一家之財多き高を以<sup>〔カ〕</sup>於罪を定候事、米穀ハ内之直段を以錢に直し、品物ハ直ヲ打致せ錢ニ差積り可申事、

94 一 盜ニ忍入候者、財物を取不申候共、取押れ候へハ、鞭三、入墨ハ許之、

但、人土蔵を破り、或ハ盜ニ忍入候之次第ニ寄、大盜ニ紛無之時ハ、財物ニ不抱、入墨鞭三十、

95 一 入墨之儀、腕へ廻、中三步程入墨可致事、尤初度ハ右之腕へ彫可申、式度目ハ左江彫、三度ニ及時ハ、少ニ不抱、斬罪、

四四 御城中江忍入盜致者之事

96 一 御城中江忍入、盜致候者、獄門、  
但、寛政十一未年四月、表坊主棟方嘉林病屈ニ而御城中へ紛入たる時、死罪一等を許、徒刑ニ被仰付候、

四五 自分預り物を私曲致候者之事

97 一 御預り之物を私曲致候て盜取候ものハ、首徒<sup>〔カ、ク〕</sup>差別無之、盜取候銭高を以、罪を定候事、尤幾人ニ而分たり共、分前之高に不抱、盜取たる本高を以、老人毎ニ罪を加へ可申事、  
定

一 式貫五百文以下 入墨鞭九

式貫五百文以上 同 同十二

五貫文以上 同 同十五

七貫五百文 同 同十八

十貫文 同 同廿一

十式貫五百文以上 入墨鞭廿四

十五貫文以上 同 同廿七

十七貫五百文 同 同卅

廿貫文 同 徒半年鞭三十

廿五貫文 同 同老年 卅

卅 貫文 同 同老年半 卅

四十貫文 同 死罪之代ニ同二年 三十

四六 御藏之財物を盜取候者之事

98 一 御藏之財物を盜取候、并御藏廻之者御藏之財物を私曲いた

し者ハ、首徒之差別無之、盜取候錢高を以、罪を定候事、尤幾人ニ而分ケたり共、分別之高ニ不抱、盜取候本高を以、一人毎ニ罪を加ふる事、

定

一 五貫文以下 入墨鞭六

五貫文以上 同 同九

十貫文 同 同十二

十五貫文 同 同十五

二十貫文 同 同十八

廿五貫文 同 同廿一

卅 貫文 同 同廿四

卅五貫文 同 同廿七

四十貫文 同 同三十

四十五貫文 同 徒半年 卅

五十貫文 同 同老年 卅

五十五貫文 同 同老年半 卅

八十貫文 同 斬罪

但、御藏廻之者私曲致候分ハ、死罪之代、徒貳年鞭卅、

四七

強盜之事

99 一 追剝強盜之者既ニ行時ハ、財物を取不申候共、徒老年半鞭卅、既ニ財物を取候ヘハ、同類不殘、磔、

100 一 盜に忍入候者、其家之人ニ手向致し、或ハ疵付たる節者、強盜之可為御仕置事、

但、同類之者助太刀不致ハ、竊盜を以可致沙汰事、

101 一 若竊盜既ニ財物を捨、逃去候を、其家人追懸候ニ付、因而手向致者ハ、此律を不用、科人手向致たる律を以、刑を加ふる事、

四八 一 白昼人之物を搶奪取者之事

102 一 白昼人之物奪取候者ハ、鞭三十、若取候品之内高多キ時は、竊盜之罪ニ二等を加可申事、徒之者ハ、一等を加可加事、

103 一 難船等之節、便ニ乘し乱妨致候者、同様之事、

104 一 巾着切之類、搶奪ニハ無之、竊盜之律を以、刑を加可加事、

105 一 喧嘩等致、依而財物を奪取候者、是亦同様之事、

四九

106 一 盜之為ニ火を付たる者ハ、火刑、但、燃立不申は、斬罪、

〔107 なし〕

五〇

108 一馬を盗、売買致たる者へ、斬罪、

五一 盗杣之事

109 一盗杣取致候者、杣取之多少ニ依而、御蔵之財物を盗取候律

を以、刑を可加事、尤入墨は許之、

110 一山師共過木を伐取候者、伐出之過木不残取あけ、伐出の多

少を以、刑を可加事、前条同断、

111 一御留山ニ而柴、薪等盗伐候者、過料杣貫文、尤伐取高多キ

節は、錢ニ差積り杣倍之過料可申付事、御留山ニ無之共、

御停止木を伐取候へハ、右同様之事、

112 一山中伐荒有之、科人相知れ不申候節へ、伐荒之多少ヲ以、

山下村之者へ過料可申付事、

113 一無極印之財木売買致候者、取上之上、盗物を乍存売買致候

律を以、刑を可加申事、

114 一伐荒之場所江植付不相成所は、手寄之空山見立植付可申事、

尤植付多き時は、三ヶ年之内植付可申事、

右者寛政九己年建る、

五二 流失流木盜揚之者之事

115 一出水之節流失流木取揚候者、見分之上、五ヶ一山師ル相渡

可申事、若隱置候て見出され候節へ、隱木之多少を以、過

料可令差出事、

定

一 拾本以下 杣貫貳百文

拾本以上 杣貫八百文

廿本同 貳貫四百文

卅本同 三貫文

四十本同 三貫六百文

五十本同 四貫貳百文

六十本同 四貫八百文

七十本同 五貫四百文

八拾本同 六貫文

九拾本同 六貫六百文

百本同 七貫貳百文

五三 田野之穀物盜取者之事

116 一田野之穀物を盜取候もの、竊盜ニ準、多少を以罪を定る事、

但、入墨同様之事、

117 一柴草木石之類、人巧を以て伐取積置候を、擅ニ取候者、是又

同様之事、

但、入墨許之、

五四 夜中無故人家へ入者之事

118 一夜中無故人家ニ入候者、鞭三、若其家人即時ニ殺たるハ、御構無之、若亦既ニ捕置、擅ニ打擲致、疵付たる時ハ、平人打擲之二等を減可申事、死ニ至らハ、べん卅、△有書ニ三卜有、

五五 盗人之宿を致者之事

119 一強盜之宿致たる者は、其身不行共、財物分ケ取時ハ、磔、財物ヲ取不申候へハ、徒老年半鞭卅、

120 一竊盜之宿致、財物ヲ取時ハ、其身不行共、竊盜之首と可為同罪事、財物不取時ハ一等を減可申事、

但、入墨同様之事、

121 一強盜竊盜之盗乍存買候者、品物錢差積り、竊盜之律に二等を減し罪ニ可行事、乍存預置者、又老等を可減事、

但、品物高多キ共、鞭十五にて許可申事、若不存時ハ御

構無之、品物ハ本人江御返し事、

五六

122 一手段を設ケ人を勾引者ハ、鞭卅、因而人を疵付たる者ハ、斬罪、

五七 入墨を抜取候者之事

123 一盜致入墨ニ被行候者、其後密に抜取候ものハ、鞭三、入墨仕直可申事、

五八 謀書謀判致者之事

124 一御印并奉行諸役人之判を似セ造り、諸渡等盜取候者ハ、獄門、未財物を不取時ハ、死罪老等を可減事、

125 一似印形、似手紙、或ハ古手形を取抜、公私之財物を取者ハ、竊盜に準、錢高を以、罪科之輕重可行事、

但、入墨、竊盜同様之事、

126 一語らひ手段ニ而取候もの、是亦竊盜同様之事、

但、入墨許之、

127 一物取為ニ無之、申和解之為ニ有合之印形押類ハ、竊盜ニ準、一等を減可申事、

但、入墨許之、

五九 役人を似せたる者事〔マ、ム〕

128 在々通之役人ニ似せ、往來之人馬賭等為差出候者、鞭三十、

六〇 似金銀を造者之事

129 似金銀造者ならひ私ニ錢を鑄者ハ、磔、細工人同罪、其余

加擔之者ハ、死罪一等を減可申事、

但、似金銀と乍存、通用致候者ハ、是又同様之事、

六一

枉法賄賂之事〔マ、ム〕

△枉法賄賂之贓と云ハ、

金銀財貨を取て、其罪を見のかす事を云、

130 賄賂を取受、枉マカスたる事を致者ハ、錢之高を以、輕重之罪科  
可行事、尤何人ノ受候共、惣錢押合、其高を以、罪定候事、  
若枉たる事重くハ、人之罪を輕重いたし候律を以、刑を可  
加事、

定

一 五貫文以下 鞭六

五貫文以上 同九

十貫文 同十二

十五貫文 同十五

廿貫文 同十八

廿五貫文 同廿老

卅貫文 同廿四

卅五貫文 同廿七

四十貫文 同卅

四十五貫文 同卅半

五十貫文 同卅一年

五十五貫文 同卅半年

百廿貫文 同卅死罪之代徒二年

同卅

六二

不枉法賄賂之事

131 頼を受て錢を取候得ハ、枉マカスたる事無之者ハ、惣錢之高押合、  
半分ニして、罪を定る事、

但、尅人ノ請るハ、半分と不可致事、

定

一 拾貫文以下 鞭三

拾貫文以上 同六

廿貫文 同九

卅貫文 同十或

四十貫文 同十五

五十貫文同 同十八

六十貫文同 同廿一

七十貫文同 同廿四

八十貫文同 同廿七

九十貫文同 同三十

百貫文同 徒半年

百十貫文同 鞭卅

百廿貫文同 同卅

百廿貫文同 同卅

一 坐賊之事

△賊作即友、玉篇ニ云、受賄也、凡非理所得財賄、

物皆賊、亦作賊、前漢書尹賞傳曰、其羞辱甚於貪汗坐賊

ト云々、

六三 坐贓之事

132 一別而頼合之事茂無之、通例唯財を受へ、座贓之罪ニ可行事、

尤惣錢高半分ニいたして罪を定る事、前条同様之事、

但與へたる者へ、三等を減可申事、

定

一 拾貫文已下 戸ノ廿日

拾貫文已上 同卅日

貳拾貫文已上 鞭三

卅拾貫文已上 鞭六

四拾貫文同 同九

五拾貫文同 同十貳

六拾貫文同 同十五

七拾貫文同 同十八

八拾貫文同 同廿老

九拾貫文同 同廿四

百貫文同 同廿七

百廿貫文同 同卅

六四 賄賂之約諾致候者之事

133 一賄賂之約諾致候者、財物手ニ入不申共、事を犯候者、枉法

ニ準、一等を減、罪を加可申事、

六五 賄賂を行候者之事

134 一下之者願事有之、賄賂を行て法を枉る事を得る者有之、事

を犯候者へ、差出候錢高を以、贓の律ニ当る刑を可加事、

尤犯候事重く候へ、重き方ニ而沙汰可致事、若上之者強

候て、無抛差出たる者ハ、御咎無之事、

六六

茂合取立私曲致たる者之事

135 茂合錢為差出、私用ニ致候者、枉法之律を以、罪ニ可行事、  
音信ニ相用、自分用ニ立不申共、同様之事、

六七

隠田畑之事

136 一隠田畑致候者、尅反歩ハ五反歩迄ハ、鞭六、五反歩毎に尅  
等を加可申事、  
但、隠田畑御取上、隠候反畝一年貢可為差出事、

但、隠田畑御取上、隠候反畝一年貢可為差出事、

137 一御検見之節、悪地抔振替見せたる者は、右之格ニて一等を  
減可申事、尤反畝多く共、鞭十五ニ而許可申事、  
村役之者、乍存見遁置時ハ、本人同罪之事、若不存時ハ、

五反歩以下ハ許之、五反歩已上は右之格ニて三等を減可申  
事、尤反畝多候共、鞭九ニ而許可申事、

六八

田畑質入之事

138 一年季を以、質ニ入たる田畑、年季相濟、本人より元利返済  
請戻を致候ヘハ、外事ニ託し不相返、年来押領致者、鞭三、  
年来之小作可令返事、

六九

田畑押領之事

139 一他人之田畑を、事ニ寄押領致者、屋敷ハ一軒、田畑ハ尅反  
歩ハ五反歩也、鞭三、五反歩毎ニ一等を加可申事、尤反畝  
多共、鞭十八ニ而用捨可致事、

但、年来之小作米可令返事、前條ニ同然之事、

倉庫

七〇

御收納遅滞ノ事

140 一御收納は年々十一月晦日迄ニ皆細可致事、若翌正月迄無故  
して皆納無之ものハ、御收納之高十分ニ割、尅分滞時ハ、  
戸ノ廿日、尅歩毎ニ一等を加可申事、村役同様、尤鞭迄ニ  
て許可申事、可申事、

七一

内借之事

141 一御蔵廻之者、御蔵之米錢内借致者ハ、米錢之高を以、竊盜  
ニ準、罪ニ可行事、若懸之者ニあらざれハ一等を減可申事、  
142 器財之類ハ自分之物と取替候者同様之事、  
但、入墨之儀ハ許之、

訴訟附

七二 手越ニ訴状を差出者之事

143 一訴状を差出候者、其向々支配頭江差出可申事、手越ニいたし、奉行、御役人江差出たり共、取上申間敷事、若願難相成事を強而手越に差出者は、戸ノ卅日、

但、願相立へき筋を支配頭ニ而取押置、或は支配頭非道之御取扱有之、訴候類は、可為格別事、

七三 無名之訴状之事

144 一無名之訴状投文致者ハ、鞭三、訴状之趣取上ケ沙汰致間敷事、

七四 不実之事を致訴状者之事

145 一不実之事を申出、人を罪に落んとするもの、鞭刑追放ニ可行事を訴る時は、可為鞭刑追放、若死罪ニ可相成儀を訴る時ハ、徒一年半鞭三十、

146 一若訴られたる者、御沙汰既ニ極、其罪ニ行れ、後不実之旨願たる時は、罪ニ行たるもの、刑三等を加可申事、死罪に行ハれ候而ハ、解死人たるへき事、

147 一若忒ケ条訴候節、軽き事は実ニテ、重き方偽、或は一事ニ

而も、軽き事を重く申出候者、鞭数之内、実事差引、残る鞭数を以、刑ニ可行事、

七五 親族訴者之事

148 一子孫として祖父母之事を訴へ、妻として夫并舅姑を訴る者、鞭三十、虚説を講、裁許を願者、斬罪、

149 一伯叔姑兄弟之事を訴るもの、鞭十五、訴る事偽に候得者、平人ノ三等を加可申事、

但、訴られたる者、科人自身申出律と同様之事、若伯叔父姑と兄弟非道之事有之、不得止事申出たる時ハ、可為格別事、

七六 子孫父母之教ニ背者之事

150 一子孫として父母之教に背、或は養育欠たる儀有之者ハ、鞭拾五、

但、父母申出ニ寄、刑を加申事、

七七 訴訟之腰押致者之事

151 一訴訟之腰推致、或は人之為ニ訴訟を造、人を罪ニ落んと致もの、本人与同罪之事、

七八 強訴之事

152 一 願難相成儀を大勢徒党を致、支配頭之差図を不相用、強訴

ニ於ては、棟梁いたしたるものハ、鞭廿四、加擔之者一等等ヲ減可申事、其餘一通之余黨ハ、吟味之上、用捨可有之事、

七九 隱津出之事

153 一 隱津出致候者、品物取押、鞭十五、相對致賦別たるもの、

過料耆貫二百文、

但、式百俵以上之隱津出ハ、家財家屋敷闕所私可致事、

154 一 米留有之節、無手形ニ而米隱出たる者、鞭六、駄賃附之も

ハ、羽ニ曰、半減たるへし、

點ニ曰、半減たるへし、

八〇 隱荷揚

155 一 旅船荷揚いたしもの、品物取押、相對し問屋、鞭六、家業

取放之事、

八一 隱商売之事

156 一 隱商売いたしものハ、品物取押、過料可為差出事、

但科料之定、別帳戸数方条例有之、

雜犯

八二 博奕之事

157 一 博奕致者、鞭三、其場之金錢没官可致事、

但、宿致たるもの、可為同罪事、尤其場ニ居合たる者之外、同類有之共、一々僉儀ニ不及事、

一 輕き宝引等之類致たる者は、戸ノ卅日、

八三 御用ヲ願合致者ノ事

158 一 御用事を曲て願合致者、戸ノ卅、頼者并頼を受る者同罪之事、

若既ニ施行之事ハ、頼を受る者、鞭六、頼たる者ハ、其事

親戚朋友之為之時ハ、本罪ニ式等を減、自身之為に致候時ハ、本罪之上ニ又一等を加可申事、尤曲る事重くハ、人之

罪を輕重いたし候律を以、刑を加可申事、是か為ニ賄賂を取時ハ、枉法之律を以、刑を可加事、

八四 人之罪を輕重致者之事

159 一 依估眞實を以、人之罪を輕重致者ハ、其増減致たる所を以、其分之罪を可加事、若或は全く隠し、或は全ク偽時ハ、其本罪を以、刑を可加事、

八五 失火の事

160 一失火致候者、戸ノ廿日、類焼有之時者、卅日、因て人を焼死之時ハ、鞭十五、一家之内、誰ニ而も手過を致者ハ、刑を加ふる事、若御宗廟ならひ御城郭類焼ニ於者、徒老年半鞭卅、諸役所并御蔵内ニ於致失火、鞭廿四、

八六 火附之事

161 一盜之為火を付候者、火罪、燃立不申候へハ、斬罪、

八七 御触に背候者ノ事

163 一御触ニ背候もの、事の輕きハ、戸ノ十五日、重きハ、卅日、  
162 一山野江野火付候もの、鞭三、本人不相知時ハ、其領分之村所江過料可為差出事、  
但、過料之定、郡方別帳ニ条例有之事、

八八 不可為儀を致者ノ事

164 一不可為儀をいたし候者は、事之輕きハ、戸ノ廿日、重きハ、鞭三、此ケ条之儀、元來重き科は律ニ正敷ケ条難有之、  
輕き事ニ至り、事變万端ケ条ニ難述間、有様之儀二等ニ分、  
此ケ条ヲ以、沙汰可致事、

八九 科人手向致者事

165 一科人逃去、捕手之者へ手向いたしもの、本罪之上ニ二等を加可申事、尤人ニ疵付、折傷ニ至らハ、斬罪、

九〇 科人出奔之事

166 一牢破并預之内繩解き出奔致者ハ、本罪ニ二等を加可申事、  
167 一預ケ之者不覚ニ而取逃候もの、預人并番人、卅日之内捕候様申付、若捕兼候節ハ、科人之罪ハ三等を減可申事、

九一 科人を隠者之事

168 一科人之御僉儀之者を乍存隱置、或は其事を告知らせ、逃たる者、科人之罪に一等を可減事、

九二 私ニ舛秤ヲ造者ノ事

169 一私ニ舛秤を造候もの、并通用舛秤ヲ増減致奸曲者、鞭六、

九三 御関所忍通者ノ事

170 一御関所忍通者ハ、鞭九、山越いたしものハ、鞭十二、

九四 立帰之者ノ事

171 一科有之、御沙汰之上追放被仰付候者、御構之地江立婦候節

ハ、鞭三、本の如追放可致事、

172 一悪事有之、他国江出奔致、其後立婦忍居る者、本罪ル一等を加可申事、

但、本罪輕候ハ、御関所忍通候罪ニ一等を可加事、

173 一悪事無之出奔、其後立婦之もの、御関所之外江出、不申時者、過代夫役廿日、

九五 馬札紛失之事〔カ〕

〔174 なし〕

175 一馬札紛失致たる者は、過料沓貫文、

点ニ曰、馬札無之馬隠置所持致者、鞭、

九六 姦淫之事

176 一姦淫之者ハ、男女共ニ、鞭九、夫有之女ハ、鞭卅、

177 一強淫之者ハ、徒沓年半鞭卅、未タ不成候ものハ、鞭卅、

178 一幼女拾式歳以下姦淫したる者、強淫同様之事、

179 一妻女を許て姦淫させたる者ハ、本夫、姦婦、何れも同罪之事、右何れも姦所に於見届ケ、慥なる証拠有之、夫或は親族ル申ニ寄、御沙汰可致事、外ル訴候類ハ御取上無之、

九七 僧尼之犯姦ソツ、ソツ

180 一僧尼犯姦之者ハ、平人姦淫之罪ニ沓等を加ヘ、還俗可為致事、相姦之ものハ、平人之姦淫之罪ニ可行事、

九八 下人家長之妻女を姦す者之事

181 一下人として主人之妻女を姦す者ハ、斬罪、妾ハ一等を減可申事、

九九 相对死之事

182 一男女申合、相果る者、子細無之は、死骸取捨、若女を先ニ

殺、男ハ存命ならハ、解死人、男相果、女存命ならハ、解

死人ニ不及、三日肆し後、乞食之手ヘ可渡事、

183 一男女疵斗ニ面存命之時ハ、是又三日肆し乞食手ヘ可致事、

184 一主人下人と申合、相果るもの、下人相果、主人存命之時ハ、

解死人に不及、乞食手ヘ相渡可申事、主人相果、下人存命之時ハ、獄門、

一〇〇 隠遊女之事

185 一御免之場所之外、隠遊女抱置渡世致候者ハ、鞭三、

料 五六 勾引

122 一手段を設け人を勾引候もの、鞭卅、因而人を疵付候者、斬

罪、

以上

資 ※

伴 才助 参考

吉沢 庄大夫

菊池 寛司

赤石 安右衛門 閱正

寛政九丁巳年

※ 御自筆之写

刑法帳沙汰之通申付候、一体刑法之儀、兼而一定之上ニ候得共、猶其時宜ニ寄、軽重之沙汰も可有之事ニ候、且ケ条適當之罪人有之候共、何れ君臣之儀ヲ立、父子之親ニ本付、総而人倫之儀を論し、其時ニ沙汰致候様、依而必し茂其ケ条ニ不可泥事ニ候、  
〔マ、〕  
〔マ、〕  
己三月

※ 覚

科人片付之儀、區々之沙汰有之候ニ付、此度御刑法沙汰被仰付、申出之趣被遊 御聽届、猶又以 御自筆被 仰出候間、致勘辨批判、遂穿鑿、勸善懲惡ニ相成候様沙汰可有之旨、四奉行江能

々可被申合候、以上、

三月

御家老

御用人中

追加

一 勘定奉行裏印手形紛失之者、為過料、銀五兩上納被仰付旨、惣触有之事、  
文化六己年十二月

一 御印紙紛失、為過料、銀壹枚上納之上、日数五日戸ノ、墨付候而も右同様、

一 御切手紙紛失、為過料、銀壹枚上納、墨付候而も右同様、  
卯四月

二

一 刑罪之儀ハ、悪き者之懲為ニ仕候儀御座候間、其惡を懲候程ニ罪を加候而、可相成丈ケ家業田宿ニ不離候様仕度儀、然処御刑法御定、是迄は軽罪者追放被仰付、其上は鞭刑追

三

放被仰付候御定御座候間、戸<sub>レ</sub>ニ而御締難相立節は、直ニ追放被仰付候間、流浪之者多相成、御国政之害ニ相成候筋も御座候、依之以来之儀、其罪之次第ニ寄、其所ニ難差置者ハ、是迄之追放被仰付、一通懲候而其所ニ置候而も妨無之者、縦令鞭刑ニ行候而も、居村徘徊御免被仰付候之様奉存候、

寛政六子年十一月七日

四奉行

右沙汰之通被 仰付候、

過料錢上納之儀、以来日限御定被仰付、則左ニ申上候、

一 過料上納之儀、本錢高多少ニ不拘、日数卅日之内ニ上納仕候様、被仰付候様、左候ハ、以来御沙汰ニ寄、過料錢上納被仰付候節、日数卅日之内ニ急度上納仕候様、其度々御沙汰書江書加ヘ可申上奉存候、

一 過料錢上納之日數御定被仰付候上ハ、此末日限御定之外上納相滯候分ハ、御刑法帳之通、貧困ニ而上納難相成者ハ、銅鉛山江差遣、壹日六十文之積を以、夫役被仰付候様、尤錢高三貫文迄之上納相滯候分ハ、日数卅日夫役被仰付候様、右已上之錢高ハ、一日六十文之積を以、夫役被仰付候様、

左候ハ、銅鉛山江差遣、夫役ニ召使方之儀ハ、山奉行江被仰付候儀ハ、其度々沙汰仕可申上奉存候、

一 老幼癡疾之類、夫役ニも難相成者ハ、是又御刑法帳之通、

其身牢舎之上、一年或は貳年ニ而御容赦被 仰付候様、尤

老幼癡<sup>〔疾、脱〕</sup>之類過料錢上納相滯候分、牢舎之上、老年或は貳年

ニ而御用捨被仰付候様、御刑法帳本文之趣ハ、老癡<sup>〔幼、脱〕</sup>疾之者

重罪科ニ相當候而も、鞭刑追放等ニ難被行故、贖ニ而過料

錢上納被仰付候、右上納難相成者ハ、牢居之上、苦候儀理

ニ御座候得共、元來老幼癡疾之者之儀ニ御座候間、以来之

儀者、錢高三貫文迄之過料<sup>〔疾、脱〕</sup>三貫文迄之過料滯候分ハ、一日

六拾文之積ヲ以、日數慎被 仰付候様、鞭刑十八鞭所<sup>〔候、脱〕</sup>弘之

贖拾貳貫文迄之過料上納相滯候分ハ、重罪之贖ニ御座間、

一日六拾文之積を以、日數牢舎之上御免被仰付候様、尤前

書之通御定被 仰付候而も、老幼癡疾之者ニ付、日數慎被

仰付、日用積方ハ難相成与歟、又ハ入牢被 仰付、助命無

覺束歟、其外子細御座候分ハ、時宜応格段御憐愍之御沙汰

被 仰付候様、

一 村方之者共、其村預御山ニ盜伐有之、徒者相知不申、村中

江過料上納被 仰付候分、并流木、薪等伐取願之通被 仰

付、伐取相改候節、過木等有之、村中江過料上納被 仰付

候類、以来村役引擔之上、日数卅日之内、急度上納仕候様被仰付、右日限過料上納相滯候分へ、錢高多少ニ寄、村役戸ノ之上、相滯候錢高、一日三拾文之積を以、夫役人夫差出候様、被仰付候様、尤右人夫使方儀者、其組中諸普請入用人夫之代ニ相廻、其分年中郡方諸普請入用御渡錢之内ノ差引、上納相定、猶また右之趣御代官引擔嚴重ニ取扱仕候様、左候へ、右取扱仕向之儀へ、私共ニ而夫々可申付与奉存候、

一寛政十年迄過料上納被仰付候者共之儀、同年五月非常之大赦被仰付候ニ付、過料上納皆捨被仰付候、其後過料上納被仰付候者共之内、上納相滯候者も御座候ニ付、数度論定仕候得共、爾今相滯候者も御座候間、右之者共、急度御制道被仰付候様、沙汰仕、可申上奉存候得共、必竟是迄日数御定無御座候処る、右躰心得違之者も可有御座奉存候間、是迄上納相滯、緩怠不届之儀者格段御沙汰を以御容赦被仰付候よ〔カ〕、尤右上納相滯候分へ、日数卅日之内ニ急度上納いたし候様被仰付候様、左候へ、町在上納遲滯之分者、郡奉行、町奉行ニ而嚴重申付、早速上納可為仕旨奉存候、尤九浦之分へ、勘定奉行る可申通与奉存候、右之通被仰付候様、此段申上候已上、

## 四

是迄御刑法ニ被行候者之内、重罪ニ而徒刑ニ被行候者ニ而も、年限之苦使相濟候へ、居村住居御免被仰付候処、輕罪科に而所弘御追放被仰付候者共、御法會等有之候節迄、御免願申出候儀も難相成、又は手筋等無御座、永ク御免ニ難相成者も可有之哉ニ付、已来之所沙汰仕可申上旨、御演説を以被仰付候ニ付、左ニ申上候、

一御刑法ニ被行候者、鞭十八已来所弘、尚又其所ニ難差置者へ、鞭数ニ不拘、所弘被仰付候、然処重罪ニ而徒刑ニ被行候もの共、年限之苦使相濟候へ、本所住居御免被仰付候処、輕罪科ニ而御追放被仰付候者共、御法會之節、御免願申出候分へ、御沙汰ニ寄、御免被仰付候得共、遠所ニ罷有、前非を悔ミ、本所ニ立帰度心懸之者、御法會等不存空數年月を送り候者可有御座哉、又は手筋無之、流浪之身と成行候者も可有之哉、何れも御国民一躰之儀御座候間、悪事有之節へ、御免被仰付候儀、其罪之次第ニ寄、壹年、貳年又三年ニ而御免被仰付、可然哉ニ奉存候、尤前書申

五

上候通、下ノ願不申出候而ハ、難被及御沙汰、尚又右之趣御触出被仰付候而ハ、差障之儀も難斗奉存候間、弥右之通被仰付候ハ、私共ニ而取調、年々十一月、御沙汰之上、御免可被仰付候哉、

一是迄之通ニ而ハ、甚不締ニ御座候間、御追放被 仰付候者共、御免無之内者、人別帳申出無御座候ハ共、以来ハ御追放被仰付候而モ、御領内ニ住居之分ハ、落付先、寺社并町役ノ村役ノ、其旨断申出、其段人別方江時々断候様、尤其者幾度住居を改候而モ、先々ノ其度々申出候様、尚又年々八月人別御改之節、御追放者住居之訳、寺社并町在人別帳之外、別紙を以書出候様、被 仰付候様、左候ハ、前書御追放者、向々ノ人別帳ハ申出候儀、九浦町在之儀者、私共ニ而夫々可申付奉存候、此段申上候已上、

丑二月沙汰之通、

四奉行

寛政十二申年十月取押物之儀ニ付、左之通、

一米留番所前ニ於取押候分、并湊方ニ而溜懸り船相改、隠積又者過積等有之、取押候分ハ、其品入札拂之上、代錢半分

通之積を以、御賞被下置候、其外、拔米隠津出取押候分者、其品不残被下置候、

一盗杓取押木并無極印木品、御停止木、凡而山役人手ニ而押候分、是迄入札拂ニ被 仰付、其度々御賞不被下置、山奉行ニ而年中之品相束、極月ニ至、御賞被下置候、其和解ハ、

式十年程已来、脇道番所之外、山番所引取被 仰付、山役人弘前勤ニ相成候ニ付、山元并在浦之無差別、見當次第取押候管ニ而、御極印打入方并惣而御用序往来ニ心ヲ付候儀、

不断之勤内ニ有之、殊ニ前々ノ押木ノ杯ノ之例トハ違候間、是迄之通被 仰付候、尤諸目付并郡方支配之手ニ而押候分ハ、

極印当役之任内ト申ニて無之候間、押品入札拂之上、代錢半分通之積を以、御賞被下置候、

一隠商売品并其外御制禁物之儀者、其支配方懸之役人并諸目付見當取押候分ハ、入札拂之上、代錢半分通之積を以、御賞被下置候、

一惣而押物少分ニ而、入札高半分通之積を以、御賞被下置候程之高ニ不至分、其品入札拂之上、年中之所ニ而取束、極月ニ至、其勤功ニ寄、御賞被下置候様、申出候ハ共、縦令少分たり共、其度々半分通、御賞被下置候、

一惣而御制禁を犯し、御詮儀被 仰付罷越取押候分、并其支

一惣而御制禁を犯し、御詮儀被 仰付罷越取押候分、并其支

配頭々吟味方申付候上之押物は、是迄之通、御賞不被下置候、

一役筋ニ無之取押物御片付之分ハ、御刑法帳之通、御片付被仰付、

寛政十二年來 右之通と被 仰付候、

## 六

一是迄御目見已上、并以下御給人罪科御座候旨、被及御聞、

番人付之上、頭方江御詮儀被 仰付候而も、及白状ニ不申候節者、私共ニ而口聞僉儀方被仰付候、右之内、御目見已下之分ハ、当人白状ニ及不申候而も、疑敷相聞得候分ハ、

兼而揚屋入之上、御僉儀方被 仰付罷有候得共、御目見已上之族者、当人白状ニ及不申内者、揚屋入之上御詮義申上候先例無御座候、然処、御目見已上之族ニ而も、私共ニ而

口聞僉儀之上、白状ニ及候節、其罪ニ寄、直ニ揚屋入不被仰付候而ハ、出奔之程難斗、尚亦宿元江相返候而ハ、如何

様之取巧仕候哉、難斗族も可有御座哉ニ奉存候、随而已來御目見已上之族ニ而も、罪科有之、私共ニ而口聞僉儀之節、

白状ニ及候分ハ、其族ニ寄、私共ニ而直ニ揚屋入申付、其旨御達申上候様、被 仰付候様、

一御目見已上之族、罪科有之、新屋敷御長屋江押込、番人付被仰付候分、并當人白状ニ及、揚屋入被仰付候分ハ、大小取押置、私共ニ而僉儀之節ハ、途中駕籠ニ乗せ、町同心附添、大小ハ渋紙包ニ致持せ來候得共、宿元ニ而番人付被仰付候族、私共ニ而僉儀之節、大小取押不申、尚又口聞僉儀之節、兩目付詰合無御座、随而已來四奉行口聞僉儀御座候節、兩目付之内者詰合被仰付、御詮議之族僉議席江相詰候節、詰合之役筋ニ而大小取押、僉議方相濟帰宿之節、

大小相渡候様、被 仰付候様、此段奉伺候已上、

十二月廿八日 伺之通、

四奉行

## 七

文化三寅年野火御締合之儀、御用所御沙汰書、左之通、

覚

野火付候儀、前々御制禁之処、不得止事野火入御座候ニ付、安永九年御締合之儀嚴重被仰付、其後も度々御触被 仰付、過料錢等之儀も被仰付候得共、今以所々野火入候而、此節専ら諸木仕立段々御座候得共、野火を恐れ、空山江諸木仕立方存念之程、仕立も出来兼候旨、相聞得候間、此度又々

八

此上御締方も可有之哉之旨、四奉行江沙汰申付候処、別紙  
 之通申出に付、私共ニ而も沙汰仕申上候、右野火之儀ハ、  
 畢竟野火停止建札文言ニハ、嚴刑と有之候得共、御刑法ニハ  
 山野江野火付候者三鞭之刑ニ而、輕刑ニ被行候間、下賤之  
 もの共、一山江野火入、過分之諸木手取候儀も有之に付、  
 右位之輕刑ニ御座候間、右之御刑法不恐、御制禁を相背候  
 者も有之旨、相聞得申候間、御刑法帳之儀、右之通之御定  
 ニ御座候得共、野火停止建札与文言御刑法帳与齟齬仕候様  
 奉存候間、以來之儀者、野火付候者見當搦捕申出候ハ、  
 其身<sup>レ</sup>在町共其町其在ニ引廻之上十五鞭之刑ニ可被行候哉、  
 左候ハ、自然与相止可申儀与奉存候、右之外四奉行沙汰之  
 通可被 仰付候哉、沙汰仕、此段申上候已上、  
 寅十月 申出之通、

文化九申年十二月伺之上、同酉年正月 御触書之趣、左之  
 通、

伊勢參宮拔參之儀、前々嚴敷御制禁有之、尤所用有之他領  
 出之分ハ、願出之上、御切手紙申請、御関所罷出可申候処、  
 近来御制禁を犯し、間道等相廻、男女ニ不限、猥ニ拔參致、

九

右之内病氣差合、又者路用等差詰候者共、重き御取扱ニ相  
 成候儀儘有之、甚以不埒之至ニ有之候、隨而已來村役町役  
 ハ勿論、五軒組合之者共相互ニ吟味致、決而心得違之者無  
 之様、万一間道相廻拔參之者於有之者、出奔帳外之者ニ被  
 仰付、其子細ニ寄、公邊江御届申上、村役、町役、五軒組  
 合之者共迄、急度御逃メ可被 仰付候、隨而右之趣支配頭  
 ニ而家別一々不洩様、能々申含、男女共ニ心得違無之様、  
 若心得違之者於有之者、名前、年齢、月日共、早速申出候  
 様、隱置、脇<sup>レ</sup>於相頭ハ、村役町役五軒組合之者共、重き  
 御逃メ可被 仰付候、右之趣、在町九浦寺社門前迄、急度  
 被 仰付候、右之趣惣觸相伺候処、御添書左之通、  
 四奉行沙汰之通、尤何儀ニ不寄、他領出之ものハ、右之通  
 被 仰付候、  
 文化十四年正月

和徳町髮結万十郎子徳次郎儀、当八月十四日之夜、東長町  
 金木屋久三郎方へ忍入、金子式拾兩卷歩盜取、其上三兩式  
 歩和徳町勘太郎与申者江用立候趣申懸等致、不屈至極之者  
 ニ付、死罪之儀、右沙汰申出候、然者御刑法帳之表、盜賃

百三十貫文已上死刑之科目ニ候得共、盜取候節之金價高下ニ寄、金高同様ニ而も、死活ニ相懸リ不拘様ニ付、古來御定被置候俵子金給渡之割を以、金壹両八拾目、米壹俵拾五匁之積を以、已來右百卅貫文ニ相當候様被 仰付候、隨而右徳次郎儀死罪等を減し、入牢五百日相濟候処ニ而、於取上御仕置場鞭卅被行、大場御構之上十里追放被 仰付候間、追而御片付之儀可被申出候、其外各沙汰之通被 仰付候、則濟書付老結差越候、徳次郎江申付之儀ハ、夫々町奉行ニ而可被申付候已上、

四奉行中

高杉左兵衛

右文化十四年十一月廿六日

一〇 覚

村方之者共戸被仰付候而ハ、農事之節差障ニ相成候儀も可有御座哉ニ付、已來戸被相止、過料錢上納之儀沙汰仕可上申旨、左ニ申上候、

一 在方之者共戸被 仰付候而ハ、農事差障ならひ御締合ニ相成不申候間、已來戸被御止被 仰付、過料上納ニ被 仰付、輕き儀ハ御呵被 仰付候様、但、弘前町統ならひ九浦町統ハ戸被 仰付候様、然共其

事ニ寄、過料上納被 仰付候様、村方ニ而も郷士手代之類、又者大場重立之者ハ、戸被ニも被仰付候様、尚又村役之儀ハ、其品ニ寄、戸被 仰付候様、

右過料之定

戸被五日ハ 過料六百文

同 十日ハ 同 九百文

同 十五日ハ 同 壹貫貳百文

同 廿日ハ 同 壹貫五百文

同 卅日ハ 同 壹貫八百文

右之通被 仰付候様、

尤近年 公儀御定書之表、并安永年中、寛政年中御刑法取捨之上、四奉行沙汰被 仰付候節、御定書之表沙汰仕、申上置候、尚又戸被代り過料錢上納御定之儀ハ、文化五年五月前書之通被仰付罷有候、沙汰仕、此段申上候已上、

文化十四年十二月 沙汰之通、

三奉行

一一

一無宿之者之儀、追放御止被仰付、鞭十八所払已上之刑相犯候者、并右已上之刑ニ而も盜及忒度候もの、其外輕罪科ニ

而も御取扱及三度候者者、乞食之手下被仰付候様、右之通被仰付候様、沙汰仕、申上候已上、

文化十一戌年十一月 申出之通、

三奉行

一 御仕置者之儀、是迄徒刑已上之分へ、取上御仕置場ニおゐて御刑法被行来候得共、已来右已上之刑も其事ニ寄、居村端におゐて御仕置方之儀沙汰仕可申上旨、御演説を以被仰付候、然者、罪科ニ寄、居村端ニおゐて御仕置被 仰付候ハ、深其所之懲メに相成、御締相立候儀に可有御座、尤公儀ニ而斬罪已上之分も、其品ニ寄、其者之任所江差遣、御刑法被行候御例も有之、猶又御国表ニ而も、早き頃、居村端ニ於斬罪等被行候儀、間々御座候間、已来徒刑已上之分も、時宜ニ随ひ於居村端御仕置被 仰付候様、沙汰仕、此段申上候已上、

丑九月

三奉行 申出之通、

一三 尾太銅山ならび湯野沢鉛山江苦使之類御預之儀、已来御止

被仰付候様、

一 徒刑半年ニ相當候者、牢舎日數百日、

徒老年ニ相當候者、牢舎貳百日、

同老年半相當候者、同 三百日、

同貳年ニ相當候者、同 五百日、

右之通御定被仰付候様、尤右之罪科ニ相當候者御座候而、

同類懸合共、御片付被 仰付、其者斗、牢居之上、追而御

片付被仰付候節、此度外懸合之者共、夫々御片付被仰付候

得共、重罪之者ニ付、幾日ノ日數何程牢居之上御片付被

仰付候旨、牢奉行ニ而申渡候様、被仰付候様、

文化八末年十月

四奉行

一四

一 御家中出奔之子弟、大赦難被仰付訖、并死刑被行候時節、

是迄之振合御尋被 仰付候ニ付、左ニ申上候、

一 冬至ニ限、死刑被行候儀、段々僉議仕候得共、私共ニ而耽

与仕候儀、早速難相分儀ニ御座候、先寛政年中已来之所ハ、

冬分之外、死刑之儀無御座候、必竟春立ノ農事最中ニ付、

万一不順季等ニ而ハ、下々色々申唱も可有御座所、死刑

之儀ハ不申上候様、其頃カ含合、取扱来罷有候、尤冬至前  
後五七日ハ、御沙汰書カたに差上不申様、御演説も御座候趣、  
前同断取扱来罷罷有候、別紙留記之内、書取相添差上申候、  
一御家中出奔之子弟、大赦難被 仰付儀、文化十四年御触出  
御座候、町在ニ者大赦も罪之輕重ニ寄、御沙汰被 仰付候  
儀ニ御座候、此段申上候已上、

〔カ〕  
文化七申年四月

右書付留記、江戸江伺ニ相成候処、同年六月、左之通被仰  
付候、

一死刑被行候時節之儀、明和之頃御問合之上、 公邊御振  
合ニ随ひ、春夏ニ不相拘候様被仰出有之、然處寛政已来冬  
分之外死刑之儀無之旨、別紙申出候、然者此度被仰出候緩  
急カも有之儀ニ付、春夏死刑被行候儀、難被 仰付旨、申儀  
も無之候得共、委細申出之通、寛政已来冬分之外、死刑被  
行候儀無之處、此節被行、萬々一も不順季等有之候而ハ、  
必色々申唱も可有之哉、今緩急カ寄候儀ニ候得共、旧冬申  
出罷有候、御沙汰之表之儀ハ、何れ當冬分ニ至り沙汰可被  
仰付哉、以来沙汰申出候、為心得申達候、

六月

一五

一文化元子年九月竹内衛士殿カ御演説を以、左之通、  
一大赦願申出候内、主を背、親を捨、出奔致候類、寺院カ願  
出候而も御免難被仰付部と有之候、寛政十年年非常之大赦  
被 仰付候節も、右躰出奔之分ハ御免之部ニ無之候間、已  
来大赦沙汰之節、右之心得を以沙汰申出候之様、被 仰付  
候、

一竹千代様御誕生御祝儀ニ付、大赦被行候間、出奔人之儀も  
悉大赦可被仰付旨、申触候得共、御家中并御給人子弟共、  
赦難被仰付候、町在ニ之者も、其罪之輕重ニ寄、赦被 仰付  
候、此旨不洩様可被申触候已上、

文化十四年十式月

一六

一前々追放者之儀、居村ニ而も、九浦町端ニ而も、鞭刑被  
行、何里四方追放与申儀ハ、弘前町カ何里四方与申事、  
但、居町居村之儀者、右里数之外ニ而も徘徊不相成事、

一七

一無札之馬ハ勿論、凡而手段馬之儀ハ、已来拔馬締役ニ而取

押申出候節ハ、為勵合、當人共江被下方之儀、伺之通相濟候事、

文政九戌年九月

一八

一流木過木之儀ハ、是迄御取上之上、右木品代錢ニ差積、過料被 仰付来候得共、凡而過木与申内ニ、過木と乍存伐取候者と、又ハ大勢之杻子組々ニ而沢入致、大都之白眼を以川流之節、沈木懸木等迄考量之上伐揃、惣沢土場着之処ニ而竿入卷立候得ハ、自然過木有之外ハ、全手段木ニ無之、前条一樣之沙汰難申上候間、此末右様之分ハ、過木顯高之内宍歩五厘迄ハ、御定御役錢取立、木品ハ格段之御沙汰を以、被下置候様、尤平均宍歩五厘已上之分ハ、於沢所度々不吟味之處、過分之過木ニ相成候間、此上御宍被仰付候而ハ、御山御縮合ニ相拘候間、右過木御取上被仰付候様尚又隠木之分ハ多少ニ不拘、御取上木品代錢ニ差積、過料被 仰付候様、尤別紙大川平村過木御片付之儀も、前書之形ニ仕組申上候間、夫々沙汰之通被仰付候様、

文政十亥年正月

沙汰之通、

一九

一御刑法之儀者、冬至四五日前方ハ四五日迄、御沙汰不差出候様、凡而冬至中見合候様にて、文化七年十一月、笹森権藏御城詰之節、御演説を以、被 仰付候に付、右之通取扱来候へとも、差支之筋間々有之候ニ付、度々奉伺候得共、何れニも被 仰付無之処、文政十亥年十月藤田庄助殿御演説ヲ以、被 仰付候趣ニ候得ハ、別紙宍冊相渡候間、已来取扱方相心得候様、尤宍冊之表、左ニ、

安永四年閏十二月

一近年ハ死刑者御煤取已後難相成趣ニ御座候而、公邊御定、落合大衛門を以、問合候処、御煤取ハ十三日之由、十二月ハ廿七日迄、正月ハ十三日、死刑被行候様、申出候間、右之趣達、尊聽候所、右之通被行候ハ、事ニ寄差支ニも可相成候間、此方ニ而も已来右之通相心得候様被仰渡候間、於此地、御用人中江も申付候間、於其御地も夫々可被仰付候、右之通、御家老中御用状ニ而申来候、

天明四年十一月

冬至中、死刑ハ勿論、都而之凶事向御用御取扱、已来斟酌

可被成旨、今日被 仰出之、

同 六年四月

四奉行申出候、去十一月死刑之者沙汰仕、申上候所、當式月ニ至り可被仰付旨、被仰付候、然ハ凡而死刑之分、春夏ニ被行候而ハ、天氣不勝ニも相成候趣、世俗前々共ニ申唱候而、人氣ニも相拘候間、已來秋村納後、死刑被行候様被仰付度旨、去春御内意申上候、如何可被仰付哉、御内意申上候旨申出有之、当秋村納後、死刑被行候様被仰付候、已來と申出候得共、其儀ハ不被及御沙汰旨、申遣之、

寛政四年十一月

冬至中、死刑ハ勿論、都而之凶事向御用取扱、已來御斟酌可被成旨、天明四年十一月被 仰出候処、又々今日被 仰付候ハ、右冬至三日前々冬至中御刑法不被仰付旨、尤凶事向書付差出候儀ハ、冬至中ニ而も不苦旨、已來右之通相心得候様被仰付候旨、多膳主水被申通候、右之通巻冊御渡に付、此年々冬至中ニ而も凡而之御沙汰書、御用所江差上候事、左候ハ、御用所ニ而沙汰之表御見合被置、冬至後ニ夫々御片付被為成候旨、御演説ニ候事、

一諸手足輕中村幸左衛門無調法之儀有之、永々御暇追放被仰付候節、同人亀甲町之所持之家屋敷御取上之様ニ、町役之者差舍、願之処、同人中丁ニ所持之明屋敷ハ御取上ニ相成、町方ニ所持之分ハ御構無之旨、尤已來共袴役之者町屋住居之家屋敷ハ御構無之、無袴之分ハ其罪ニ寄御沙汰之事、

巳五月

「寛政律」と題する写本は多数あるので紛わしいが、今回紹介した写本は、比較的内容が豊富な点で先の『御刑法書之写』に次ぐことと、体裁が他に見られぬ横帳形式を取ること等から、初めに取り上げることとした。

この弘前市立弘前図書館所蔵の『寛政律』は登録番号二三九二五号、分類番号K三三二・五一一と表示されているが、受入月日および受入の経緯は明示されていない。<sup>(20)</sup> 体裁は横長帳で縦八・四センチ、横二三・八センチである。表裏に茶色の表紙を緑糸で綴じつけている。本文は七三丁で末尾に白紙五丁が付されており、各面十七行、一行十字前後である。すべて同一人の筆になり、奥書の人物の手になる。朱による書入れは見られない。表紙には「寛政律」と記す題箋が左端に貼られ、その右に「弘前市立弘前図書館蔵書」なる朱印が捺され、右下隅に配架ラベルが貼られている。

本文第一丁表側には、表紙裏との折返し部に二箇所割印が見られるが、旧蔵者の丸印であろう。印文は判読できない。第一丁表の右端下半に旧蔵者の蔵書印が捺されている。その左に館の登録印・蔵書印が捺されている。一丁表から四丁表までが目録、五丁表から本文が始まり、四二丁表で正条は終わり、ひきつづき署名・御自筆之写・三月付覚に続けて、四三丁表の途中から「追加」が始まり、七三丁裏で終わる。裏表紙の見返しには「安政元寅年夏月日<sup>田</sup>成(花押)(印)」と記され、裏表紙にも「安政元寅年夏月日<sup>カ</sup>書止 善勝(花押)」と記す。この成田善勝がいかなる人物か現時点では明らかにし得ていない。

横長帳形式であるため、一行の字数が十字前後と制約あるため、たとえば目次の「卅八盜賊竊盜定」、「五十八田宅隠田畑之事」、「六十一倉庫御收納遲滞之事」、「七十三雜犯博奕之事」のように、本来は改行しておくべき盜賊・田宅・倉庫・雜犯などが混入している。なお、定例・人命・打擲・賄賂・運上などは目次・本文ともに欠いている。もっとも、本書の目録に見られる通し番号は、上の「」内に示した仮番号(一)に付したのと同じくとも大きく齟齬し、また後の本文と照合しても明らかに不自然な、たとえば廿九・卅一・卅三・八十九などのように二以上の項目に一つの番号を付したり、八・九・六〇のように本文に見られるのに目録では欠いたまま番号を付していたり、八十を打ち忘れたままで記すなどの例が見られる。したがって、目録のない京大本はさておいても、『御刑法律書之写』の目録ともかなりくいちがっていることとも合せ考えると、目録はそれぞれ新しく付されたと推定できよう。

本文は京大本・『御刑法律書之写』とも用字・用語でかなりくいちがいがみられ、直接に結びつくものではないと考えられる。個々の条文については後に検討するが、若干、とりあげておく

と、  
106条および108条は、この写本ではあたかも四八の中に納めら

れている如くであるが、付記しておいたように、それぞれ四九火付、五〇馬盗なる項に独立させるべきものである。なお107条「一火を可附旨張札投文致候者、鞭三十徒二年」なる条文を欠くが、これは「右、文化元子年御所御演説ヲ以加之」（『御刑法書之写』）ともあり、京大本では、106条につづけて但書としている条文である。

同様に五五の中に納められている122条も付記の通り五六勾引として独立すべきものである。ところが、全く同一条文が、正条の末尾に一〇〇に続けて勾引なる項を設けて再掲されている点、問題をのこす。

六三の前に、「坐贓」についての訓詁がみられるが、これも前二本とは若干体裁を異にする。

142条は、京大本には朱書で「器財之類、自分之物を以テ取替候者、同様之事」と加えており、『御刑法書之写』には欠き、本書では141条の中に組み込み、末尾の「但、入墨之儀ハ許之」が直接142条の文に続く形に変わっている。

162条は京大本では161条の後に貼紙の形で挿入されているが、本書では161条の後に入り、さらに『御刑法書之写』にも見られぬ但書が付されている。

『御刑法書之写』にある174無札之馬売買条は欠く代りに、点

羽として隠置所持なる条が加えられているが、京大本では106条の後に朱筆で174条を記しており、ここにも三本の関係を単純に規定できぬ要素がみられる。

本文末尾の五六はすでに述べた通り重複であるが、単なるミスというよりは本書の成立に関わる問題を秘めているとみておきたい。

追加は京大本の順に並べると、一・五・二・三・四・七・六・八・九・一〇・一一・一二・一三・一四・一五・一六・一七・一八・一九となる。いずれも京大本との異同は目立つが、とくに九以下は京大本に準ずる配列であり、しかも同様に接続している。『御刑法書之写』では、一〇・一三・五・二・三・四・七・八・一一・一二・一六・一七・一八、はなれて一となり、八・九・一三・一四・一五は対応するものを欠く。京大本に比しより遠い形となる。いずれにせよ、追加そのものの成立過程を探究するのに欠くことのできぬ資料である。これらの性格については、次の『寛政律』（青森県立図書館蔵）の紹介に際して引続き検討の素材を提供したい。

註(20) 成稿後、弘前図書館奉仕係より、元岩木村長三上富弥氏（故人）より同館へ寄贈されたもので、同氏以前の所有者は不明との回答を得た。付記して謝する。